

余裕教室開放実施要綱

改正 平成18年2月28日教育次長決定

改正 平成24年3月30日 要綱第11号

(目的)

第1条 品川区社会教育関係団体の学習の場として、学校施設（余裕教室）を開放し、グループ活動の促進を図る。

(対象)

第2条 品川区教育委員会に登録している品川区社会教育関係団体および当該学校が所在する地域センター所管内の町会、自治会等の地域団体。

(対象施設)

第3条 別に定めるものとする。

(開放日時)

第4条 品川区立学校施設使用条例および同条例施行規則に基づき、学校教育に支障のきたさない範囲において、次のとおり実施する。

(1) 開放日

毎日（年末年始を除く。）

(2) 開放時間

曜日	時間
平日	夜間 18:00～21:00
日曜日・土曜日・ 祝日・学校休業日	午前 9:00～12:00
	午後 14:00～17:00
	夜間 18:00～21:00

(対象種目)

第5条 社交ダンス、フォークダンス、民踊、太極拳、ヨガ、卓球、各種講座、コース、学習活動等

(使用料)

第6条 品川区立学校施設使用条例施行規則に基づく使用料 別表1のとおり

(使用時における事故責任の所在)

第7条 使用時における事故責任の所在は、原則として使用者が負う。

(使用手続きと申込方法)

第8条 使用手続きと申込方法は、次のとおり。

- (1) 品川区社会教育関係団体、区に登録した高齢者福祉団体、障害者福祉団体、
町会、自治会、品川区青少年対策地区委員会等の団体 使用月の前月の1日から
使用日の7日前まで
- (2) 上記以外の団体(一般団体) 使用月の前月の10日から使用日の7日前まで
開放時間
- (3) 使用申請書に所定事項を記入し、学校長に申し込む。なお、登録団体について
は、「団体登録証」を提示する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年2月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

余 裕 教 室 利 用 料 金 表

学校名	室 名	面積 ㎡	使用料(単位円)					
			午前 9:00~12:00		午後 14:00~17:00		夜間 18:00~21:00	
			一般	5 割減	一般	5 割減	一般	5 割減
1 宮前小学校	和室	63	900	450	1100	550	1300	650
2 延山小学校	多目的室	95	1400	700	1700	850	2000	1000
3 山中小学校	多目的室	63	900	450	1100	550	1300	650
4 上神明小学校	視聴覚室	86	1400	700	1700	850	2000	1000
5 大原小学校	多目的室	63	900	450	1100	550	1300	650
6 源氏前小学校	視聴覚室	63	900	450	1100	550	1300	650
7 浜川中学校	会議室	63	900	450	1100	550	1300	650